

税

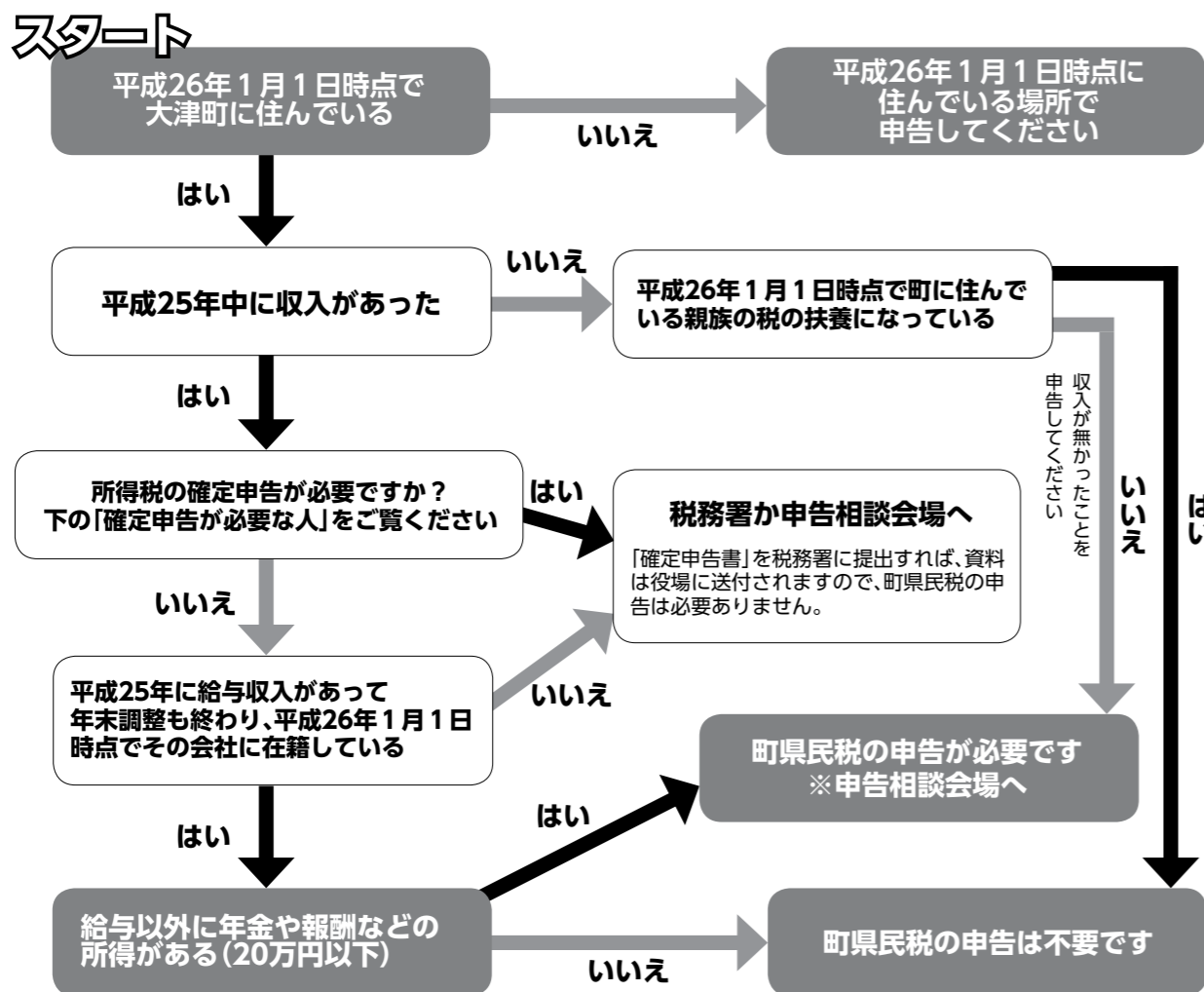
## 町県民税の申告の準備はお早めに！

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。申告が必要かどうか調べてみましょう。町県民税は、前年（平成25年1月～12月）の所得（収入から必要経費などを差し引いた金額）に基づき計算される、県や町に納める税金です。

**申告相談会場**  
町中央公民館 2階 大会議室

**申告期間**  
2月17日(月)～3月17日(月) (土、日を除く)



確定申告が必要な人

- ▶ 給与の年収が2,000万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上からもらっている人
- ▶ 給与所得、年金以外の所得金額が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ▶ 土地・建物などの譲渡所得がある人
- ▶ 生命保険（死亡・満期）受取による所得がある人
- ▶ 昨年マイホームを住宅ローンで購入した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶ 多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など (高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をしてください)

税

## 復興特別所得税／九州北部豪雨に係る雑損失などの繰越控除

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内

**◆復興特別所得税**  
平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

**◆九州北部豪雨に係る雑損失などの繰越控除**  
平成24年分の確定申告で、九州北部豪雨による災害に係る雑損失控除を適用した人のうち、当該雑損失控除の金額が平成24年分の総所得金額などの合計額から分離譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた残額を超える場合には、その超える金額を繰り越して、平成25年以降3年間の各年分の所得金額から順次差し引くことができます。

また、平成24年分の確定申告で雑損失控除を適用できるにもかかわらず、申告していない人は、平成24年分にさかのぼって申告できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。詳しくは、菊池税務署にご相談ください。

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

税

## 固定資産税の償却資産の申告は1月31日(金)までに

●申告先・問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

**償却資産**とは、会社や個人で工場、商店、農業などを営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形財産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。

**償却資産の種類と具体例**

- ① 構築物（煙突、鉄塔など）
- ② 機械および装置（旋盤、ポンプ、動力配線設備など）
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具（自動車税、軽自動車税に該当するものを除く）
- ⑥ 工具、器具および備品（看板、陳列ケース、切削工具、事務機器など）

**【例】**  
ミシンを家庭用で使用している場合は申告の対象になりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合には、償却資産として申告の対象になります。

税

## 公的年金などの受給者は所得税の確定申告が不要になる場合があります

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

